

総力を挙げて教材作成に取り組んでいます！



TAC・Wセミナーでは、講師が教材作成のプロ集団と連携することによって教材を作成しています。講師は、教材の作成方針を示し、教材の作成過程の検討に直接に加わることによって、教材の作成に責任を持って関与していきます。講師と教材作成者は、受講生のみなさんに「TAC・Wセミナーの答練を受けて良かった!!」、「勉強に役立った!!」と思ってもらえるような教材作りを目指して、日々、「さらに本試験に近づけるには…」、「さらに良い問題・教材にするには…」ということを真剣に話し合っています。みなさんの合格をサポートするため、これからも全力を尽くしていきます！

林 香織先生
弁護士、TAC・Wセミナー専任講師

《TACの論文式答練が出来上がるまで》

1. 本試験の分析

- 本試験問題の徹底的な分析により出題傾向を的確に把握
- 受験生が押さえておくべきポイントや本試験の傾向を踏まえて出題方針を決定

3. 検証

- 第1次原稿の作成に関与していないスタッフが第三者的な視点で原稿を徹底的に検証
ここでも再度
 - ・本試験の傾向に沿った問題になっているのか？
 - ・本当に受講生の学習に役立つ問題となっているのか？ 等の観点から厳格に検証
- 検証を踏まえて、原稿を修正、変更
→第2次原稿の完成
 - ・自信を持って高品質の問題を提供するために、問題原稿の大修正や問題の素材自体の変更を行う場合も!!

講師・スタッフ共同で検討

1
本試験の分析

講師の問題原稿作成に
対する積極的な関与

2
問題の
作成・検討



科目によっては、この段階で講師・実務家による検証

3
検 証



4
各種チェック

完成

2. 問題の作成・検討

- 決定された出題方針に沿って問題原稿を作成
- 作成された原稿案について、各科目ごとの作問チームで真剣に議論
 - ・本試験の傾向に沿った問題になっているのか？
 - ・より「考えさせる」問題にするためには？
 - ・受講生の学習に役立つ問題となっているか？ …etc
- 原稿の修正と検討会をくり返し、ようやく第1次原稿が完成。

4. 各種チェック

- 問題の完成はまだまだ!経験豊富な熟練スタッフが第2次原稿をさらに徹底的に検証
- 最終チェックを踏まえて、原稿を修正、変更
 - ・最後の最後まで妥協なし!この段階で問題原稿の大修正、素材自体の変更を行う場合も!!

《TACの「論文答練」の教材はここがすごい!》

1 考えさせる問題ばかりです!
単なる「判例の貼り付け」問題ではなく、基本から「考えさせる」問題を提供していきます。本試験同様、現場思考力を問う問題です。

2 解説レジュメでは、問題文・答案例の次に、「**出題の趣旨**」を掲載しています。まずここを読めば、出題の意図や問題点の所在を把握できます。

<TAC>無断転写・複製を禁じます。

採点基準

設問項目	基礎点	加点点数
設問 1		
1 生存権について（処分（適用）違憲の主張）		
※ Y側から主張すべき事実の主張（譲歩を示す主張）には、配点しない		
● 制約されている権利（生活保障を受給する権利）を特定している	—	／2
● 上記権利が憲法 25 条によって保障されるものである旨の主張をしている	／1	—
● 生活保障法は上記権利を具体化したものである旨を指摘している	—	／2
● 上記権利がY市福祉事務所に長による申請却下処分及び不服申立て要処分により制約されていることを指摘している	／1	—
● 申請日前日にXの前泊していたインターネット・カフェが生活保障法 19 条 1 項 1 号の「居住地」に当たる旨の主張をしている	／1	—
● 申請日前日にXの前泊していたインターネット・カフェが生活保障法 19 条 1 項 2 号の「現在地」に当たる旨の主張をしている	／1	—
● Y市が他の自治体と異なる取扱いをしていることに関して、X側から、違憲の主張を根拠付け・評価をしている	—	／2
※ 平等権の問題として論じた場合にも、ここで加算する		
2 選挙権について		
※ Y側から主張すべき事実の主張（譲歩を示す主張）には、配点しない		
A 制約されている権利について		
● 選挙権を「行使」する機会が制限されていることを指摘している	—	／2
● 選挙権行使の機会も、憲法 15 条、43 条 1 項及び 44 条ただし書によって平等に保障される旨の主張をしている	／2	—
※ 平等権の問題として論じた場合にも、ここで加算する		

4 解説レジュメには「**参考答案**」と「**実戦答案**」の2通を掲載しています。参考答案とは違う筋のものや、別の論証も見ることができます。

<TAC>無断転写・複製を禁じます。

<判例のポイント>

本判決は、国賠法違反の判断枠組みに従い本問事案を検討する。本問の場合、Xが投票できなかった 2014 年の衆議院議員総選挙より 7 年前の 2007 年 8 月に、ホームレスの人たちなどの支援活動を行っている NPO が、国政選挙における「住所」要件の改正を求める請願書を総務省に提出したという事実が認められる。しかしながら、当該請願書の宛先が国会ではなく総務省である以上、当該請願書が提出されたということを、国会議員の立法不作为の違法性判断に結び付けることは困難であるといえる。そして、内閣から国会に法案提出がなされたなど、他に国会議員の立法不作为の違法性判断に結び付くと思われる事実も認められない。

ウ 本問の検討

最高裁平成 17 年大法廷判決の判断枠組みに従い本問事案を検討する。本問の場合、Xが投票できなかった 2014 年の衆議院議員総選挙より 7 年前の 2007 年 8 月に、ホームレスの人たちなどの支援活動を行っている NPO が、国政選挙における「住所」要件の改正を求める請願書を総務省に提出したという事実が認められる。しかしながら、当該請願書の宛先が国会ではなく総務省である以上、当該請願書が提出されたということを、国会議員の立法不作为の違法性判断に結び付けることは困難であるといえる。そして、内閣から国会に法案提出がなされたなど、他に国会議員の立法不作为の違法性判断に結び付くと思われる事実も認められない。

⑤ 処分違憲

A 問題の所在

「住所」を有しない者につき選挙権を行使できないという定めを置く公職選挙法 21

<TAC>無断転写・複製を禁じます。

出題の趣旨

今年度の論文式問題のテーマは、貧困と権利の現実的保障である。本問で権利の現実的保障を検討する際に、事案としてかぎを握るのは住所である。一つは、言わば構造的問題も一因となって、自助努力を尽くしても「健康で文化的な最低限度の生活」を維持することが困難な状況に陥っている人々の生存権保障の問題である。具体的には、生活保障法が「住所」ではなく、「居住地」「現在地」を有する者を保護の対象としているにもかかわらず、生活の本拠を有しない者からの生活保障申請を拒否した処分をめぐる憲法上の問題である。ここで問われているのは、立法裁量論の問題ではない。また、ここで問われているのは、「文化的」に「最低限度」であるか否かではなく、言わば「生存」そのものにかかわる問題である。なお、自治体による別居の取扱いに関しては、それを合憲とした先例（最大判昭和 33 年 10 月 15 日）があるが、その先例と本問の事案とは異なることを踏まえて検討する必要がある。

もう一つは、選挙権（投票権）に関する問題である。公職選挙法第 9 条第 1 項が定める選挙権の積極的要件を満たし、かつ、同法第 11 条第 1 項が定める選挙権の消極的要件に当たらなくても、選挙人名簿の登録が住民基本台帳に登録されている者について行われる（同法第 21 条第 1 項）ので、住所を失うと選挙権を行使する機会を奪われることになる。ここでは、選挙権（投票権）の意義をどのように考えるのが問われる。

選挙権を行使できないということは、選挙権が事実上保障されていないことを意味する。「国民の選挙権又はその行使を制限するためには、そのような制限をすることがやむを得ない」と認められる事由がなければならず、「やむを得ない事由がある」といえるためには、「そのような制限をすることなしには選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることが事実上不可能なし著しく困難であると認められる場合」であることが必要である（最大判平成 17 年 9 月 14 日）。

公職選挙法が上記のような取扱いをしていて、住所を有しない者が投票する仕組みを設けていないことについての「やむを得ない事由」の有無を、事案の内容に即して個別・具体的に

3 参考答案とは違う筋、異なる立場を採っていても、きちんと評価される**採点基準**です。これも本試験を意識して作成しています。答練を受けた後に、採点基準を利用して自己採点してみるなど、復習に活用しましょう。

実戦答案

第 1 設問 1
1 甲社は、創業以来、創業以来とその他の関係の会社を甲社が買収すること
2 3 人の死後、BがAから相続する甲社の株式を甲社が買収すること
3 ができるようにしておくには、会社法（以下、会社法）第 103 条第 1 項第 1 号
4 に基づき、相続人等に対する相続しの権利に関する規定の定めを
5 設ける必要である。この点、甲社の株式はすべて譲渡制限株式であ
6 るから（資料 1、定義 7 条）、124 条かつこの要件は満たされている。
7

参考答案

第 1 設問 1 について
1 甲社は、創業以来、創業以来とその他の関係の会社を甲社が買収すること
2 3 人の死後、BがAから相続する甲社の株式を甲社が買収すること
3 ができるようにしておくには、会社法（以下、会社法）第 103 条第 1 項第 1 号
4 に基づき、相続人等に対する相続しの権利に関する規定の定めを
5 設ける必要である。この点、甲社の株式はすべて譲渡制限株式であ
6 るから（資料 1、定義 7 条）、124 条かつこの要件は満たされている。
7
8 事業から甲社が買収した会社は、甲社が買収することにより、甲社の株式を
9 譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を
10 譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を
11 譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を
12 譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を
13 譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を
14 譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を
15 譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を
16 譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を
17 譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を
18 譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を
19 譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を
20 譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を
21 譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を
22 譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を
23 譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を
24 譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を
25 譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を
26 譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を
27 譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を
28 譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を
29 譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を
30 譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を譲渡制限株式とする。甲社の株式は、甲社の株式を

5 掲載した判例・裁判例の中でも、特に重要なものについては、その判例の意義・位置づけや射程範囲などについて、客観的な分析を加えていきます。これにより、論点や判例・裁判例についての理解を深めることができます！